都市整備局市設建築物整備保全に関する一般事務補助業務を行う会計年度任用職員要綱

制　定　令和４年1月18日

（目的）

第１条　この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、都市整備局市設建築物整備保全に関する一般事務補助業務を行う会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（任用）

第２条　会計年度任用職員の任用は、次の各号の総合的な選考により実施する。

（１）筆記試験

（２）口述試験

（再度の任用）

第３条　再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況並びに前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

（勤務時間）

第４条　会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は、次の各号のとおりとする。

（１）勤務日数は、1日6時間の勤務時間で週5日の勤務日とする。

（２）勤務時間は、午前9時00分～午後3時45分までの週30時間とする。

（３）休憩時間は、午後0時15分～午後1時00分までの45分とする。ただし会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第3条第2項の規定により所属長が休憩時間を別に定める場合は、勤務時間の途中に45分与えるものとする。

（４）休日は、次のとおりとする。

　　ア　土曜日、日曜日

　　イ　国民の祝日に関する法律に規定する休日

　　ウ　年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）（ア及びイに掲げる日を除く。）

２　所属長は、前項の規定にかかわらず、業務の性質その他の事由により同項の規定により難いときは、勤務時間、休憩時間及び休日を別に定めることができる。

　　　附　則

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

２　第2条に規定する会計年度任用職員の任用及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。